

議案第19号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

岩美郡岩美町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金180,000円を支払うものとする。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生日

平成19年8月12日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立中央病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立中央病院の医師が、和解の相手方に対し手術を行った際に腹部に取り付けたドレーンチューブの除去を十分確認しないまま退院させ、後日、同人の後腹膜

腔内に当該ドレーンチューブの存在が確認されたため、摘出手術の必要が生じたものである。